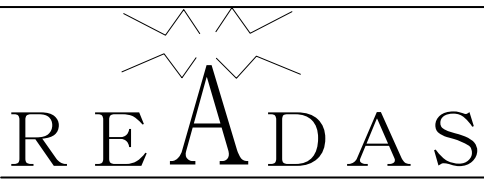


|                |  |  |
|----------------|--|--|
| 第<br>5705<br>号 | <br>リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行<br>リーダスクラブFAXニュース<br>(2017年)平成29年 5月 8日 月曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 平成28年7月から9月分の裁決事例を公表

**Q**：平成28年7月から9月の裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものだったのですか？

**A**：次のようなものでした。

### 【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成28年7月から9月分の裁決事例集が公表されました。

国税通則法関係が2件、所得税法関係が5件、法人税法関係が1件、相続税法が2件、登録免許税法関係が1件、消費税法関係が1件の全12件でした。

消費税法関係では、次の事案が公表されています。

事案は、請求人が建物の賃貸借取引について、課税資産の譲渡等に該当するとして確定申告をしたところ、原処分庁が住宅の貸付に該当するため消費税が課されない取引であるとして更正処分をしたものにつき、その取消しを求めたものです。

請求人は、本取引は再転貸借されるものであること及び実際に居住することができない法人が再転貸人になることが想定されているものであることから住宅の転貸が住宅の貸付に該当するとする通達の要件を満たさないとして課税取引になる旨を主張しましたが、審判所は、通達を転貸借だけに限定することは認められないとしたうえで、再転貸借が住宅として転貸することが契約書その他において明らかであるから、本件賃貸借取引は「住宅の貸付け」に該当し、非課税取引となるとして請求を棄却しました。

